

令和 7 年 11 月 吉日

お客様各位

愛知県中央信用組合

「未利用口座管理手数料」の適用条件変更
および

総合口座取引規定・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定の一部改定について

平素はお引き立てを賜りお礼申し上げます。

当組合では、長期間利用されていない口座が不正に利用されることによる被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」の対象口座の適用条件を変更させていただきます。

これに伴い、総合口座取引規定・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定を一部改定いたします。

なお改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後もサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理手数料の適用条件変更日ならびに規定改定日
令和 7 年 1 1 月 3 0 日

2. 改定の対象となる規定
総合口座取引規定
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

3. 未利用口座管理手数料の適用条件及び改定内容

変更前	令和 2 年 10 月 1 日以降に開設された普通預金口座
変更後	全ての普通預金口座

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上

「未利用口座管理手数料」について

【1】未利用口座の適用条件

以下の（１）～（６）全てに該当する普通預金口座を対象と致します。

（１）	普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金も含む）
（２）	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から２年以上お預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座（総合口座を含みます）であること。
（３）	該当の普通預金口座の残高が１万円未満であること。
（４）	同一支店で、他にお預かり金融資産（定期性預金・国債等）のお取引がないこと。
（５）	同一支店で、お借入れがないこと。
（６）	普通預金口座の名義人が１８歳以上であること。
ただし上記に該当する口座のうち、当組合が不適用と判断した口座は除きます。	

注意：盗難・紛失などでご利用を停止している口座も対象となります。

【2】未利用口座管理手数料

未利用口座となる条件に該当する普通預金口座をお持ちのお客様は、当組合が定める時期および方法により、当組合所定の手数料を対象口座から引落しさせていただきます。

【3】口座の自動解約について

未利用口座管理手数料の引落しで、口座残高が当組合所定の手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、該当口座を解約させていただきます。

なお、解約口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

総合口座取引規定 新旧対照表

新	旧
18. (未利用口座管理手数料) (1) <u><右記削除></u> 当組合が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。 (3) 当組合は、未利用口座となった預金口座から払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。 (4) 引き落とした未利用口座管理手数料は、いかなる理由があっても返却しません。 (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約します。 (6) 解約された口座の再利用はできません。	18. (未利用口座管理手数料) (1) <u>2020 年 10 月 1 日以降に開設した普通預金口座は、</u> 当組合が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。 (3) 当組合は、未利用口座となった預金口座から払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。 (4) 引き落とした未利用口座管理手数料は、いかなる理由があっても返却しません。 (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約します。 (6) 解約された口座の再利用はできません。

普通預金（無利息普通預金を含む）規定 新旧対照表

新	旧
7.（未利用口座管理手数料） (1) <u>＜右記削除＞</u> 当組合が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。 (3) 当組合は、未利用口座となった預金口座から払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。 (4) 引き落とした未利用口座管理手数料は、いかなる理由があっても返却しません。 (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約します。 (6) 解約された口座の再利用はできません。	7.（未利用口座管理手数料） (1) <u>2020年10月1日以降に開設した普通預金口座は、</u>当組合が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。 (3) 当組合は、未利用口座となった預金口座から払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。 (4) 引き落とした未利用口座管理手数料は、いかなる理由があっても返却しません。 (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約します。 (6) 解約された口座の再利用はできません。